地域密着型（介護予防）通所介護　利用契約書

（介護予防）通所介護利用者（以下、「利用者」といいます）と株式会社　三協メディケア（以「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）通所介護について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう（介護予防）通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

１　この契約の契約期間は令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了の７日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第３条（（介護予防）通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「（介護予防）通所介護計画」を作成します。事業者はこの「（介護予防）通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第４条（（介護予防）通所介護の提供場所･内容）

１　（介護予防）通所介護の提供場所は「あったかいごデイサービスひといち」です。所在地および設備の概要は【別紙】のとおりです。

２　事業者は、第３条に定めた（介護予防）通所介護計画に沿って（介護予防）通所計画を提供します。事業者は、（介護予防）通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。

３　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第５条（サービス提供の記録）

１　事業者は、（介護予防）通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

利用者の確認を受けた後、その複写物（連絡帳）を利用者に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の開示を受けることができます。

第6条（料金）

1 利用者は、サービスの対価として【別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を支払います。

2 事業者は、利用日数分の料金合計額を記した請求書に、明細を付して、利用月を基準にしてその翌月15日までに請求をします。

3 利用者は、請求を受けた月の末日までに指定の支払い方法によって利用料金を支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し速やかに領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が休業日の場合は休業日の前日午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、（介護予防）通所介護の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【別紙】に記載したとおりです。

3 事業者の都合により、臨時に休業することがあります。この場合利用者に予め連絡をいたします。

第8条（料金の変更）

1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食事等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第 9 条（契約の終了）

１ 利用者は事業者に対して、1 週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

２ 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３ 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

４ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合

② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

５ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第 10 条（秘密の保持）

１ 事業者および事業者の使用する個人情報については、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２ 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、個人情報を用いません。

３ 事業者は、利用者の家族から同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条（身体的拘束の排除への取り組み） 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態

様及び時間、その際の利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者及び利用者代理人に対し同意を得ることとします。

第 12 条（賠償責任）

１　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

２　利用者（家族を含む）が事業所側の送迎を希望されない場合、通所中に発生した事由に関しての責任は利用者に帰属するものとします。

第 13 条（緊急時の対応）

事業者は、現に（介護予防）通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 14 条（連携）

１　事業者は、（介護予防）通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

２　事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

３　事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第９条２項または４項に基づいて解約通知をする際には事前に介護支援専門員に連絡します。

第 15 条（相談対応）

事業者は、利用者から相談等に対応する窓口を設置し、（介護予防）通所介護に関する利用者の要望に対し、迅速に対応します。

第 16 条（本契約に定めない事項）

１　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

【指定居宅サービス事業者】

＜事業者名＞ あったかいごデイサービスひといち

＜サービス種別＞認知症対応型通所介護

＜指定番号＞　0390800118

＜住　　所＞ 岩手県遠野市中央通り 5ー25

＜代表者名＞ 株式会社　三協メディケア

代表取締役　　齊藤　大輝　　㊞

【利用契約者】

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

【代　理　人】

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

＜続　　柄＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【別紙】

○サービス担当者　　連絡先
生活相談員　　あったかいごデイサービスひといち
介護職員　　℡0198－63－1516
看護師または准看護師

○(介護予防)通所介護の内容

・ご利用日　　毎週　月・火・水・木・金・土 曜日
・ご利用時間　　9：00～16：30

・ご利用場所　　岩手県遠野市中央通り 5－25
あったかいごデイサービスひといち
・ご利用可能設備等　　食堂兼余暇活動室
機能訓練室
相談室
浴室および脱衣室
送迎車
・サービス内容　　（介護予防）通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、
機能訓練その他必要な介護等を行います。

○料金

・デイサービス利用料

1 日あたりの利用料金	
	所要時間 7 時間以上 8 時間未満
要支援 1	8,610 円（861 円）
要支援 2	9,610 円（961 円）
要介護 1	9,940 円（994 円）
要介護 2	11,020 円（1,102 円）
要介護 3	12,100 円（1,210 円）
要介護 4	13,190 円（1,319 円）
要介護 5	14,270 円（1,427 円）

＊(介護予防)認知症対応型通所介護費（ｉ）で算定しています。

・入浴介助加算　　入浴 1 回あたり　　400 円（40 円）
・若年性認知症利用者受入加算　　600 円(60 円)
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　22 円
・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ　　23.6％

・昼食代　　1食あたり 700 円

その他、行事代など上記に係る費用は、実費にて自己負担となります。

＊ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。

その場合は一旦利用日の介護給付費を全額頂き、サービス提供証明書を発行いたします。（償還払い）

サービス提供証明書を後日、市町村役場の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○健康上の理由による中止

① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。万が一、職員の判断を聞き入れずサービスを実施し、体調が悪くなった場合は、責任を負いかねますのでご了承ください。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

＊ 緊急連絡先

氏　　名	
住　　所	
電　話　番　号	
続　　柄	

＊ 主治医

病院または診療所名	
医　師　名	
住　　所	
電　話　番　号	

＊ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り返ることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振替できませんので御了承ください。

○相談、要望等の窓口

　通所介護に関する相談、要望等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：0198ー63ー1516　あったかいごデイサービスひといち

　　（受付時間　月曜日～土曜日　8:30～17:30）